

学校法人冲永学園 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人冲永学園（以下「本法人」という。）の役員（理事及び監事）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等)

第2条 役員については報酬及び賞与並びに退職金を支給する。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、毎月22日（その日が休日及び金融機関休業に当たるときは、その前日）に、その月の月額を支給する。

(報酬等の額)

第4条 役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）は、金2千万円を上限とし、その範囲内で理事会の議を経て、理事長が定める。

(就職又は退職した場合の報酬)

第5条 新たに役員等に就職したときは、その日から報酬を支給する。

2 役員等を退職したときは、その日まで報酬を支給する。ただし、役員等に対する死亡月分報酬については、その全額を支給する。

3 月の途中における就職、退職、又は解職の場合の報酬額については、日割り計算とする。

(賞与)

第6条 賞与は、6月支給日及び12月支給日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する役員に対して支給することを常例とする。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。

2 賞与の額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき報酬月額を基に、理事会の議を経て理事長が定める。

(退職金)

第7条 役員が退職するときは、退職金を支給することができる。ただし、解雇により退職となる役員については、退職金を支給しない。

2 役員退職金は、別表に定める算式により算出される額を基準とし、役員勤務態様、貢献度、在任期間その他を考慮の上、理事会の議を経て、理事長が決定する。

(役員及び評議員の交通費等)

第8条 役員及び評議員が、本法人の会議等に参加した場合には日当及び交通費を支給す

ることができる。

(弔慰金の支給)

第9条 役員が死亡した場合は、弔慰金を支給することができる。

2 弔慰金の額については、学校法人沖永学園慶弔規程の定めるところに従い決定する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第11条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(詳細の制定)

第12条 この規程の運用について必要のある場合は、理事長は細則を定めることができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、1993年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2016年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、2018年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、2020年4月1日から改定施行する。

別表 (役員の退職金算定式)

$\text{報酬金額 (年額)} \times 5\% \times \text{勤続年数} \times \text{係数}$
